

第30回 定例農業委員会総会議事録 (第22期)

1 日 時 平成28年12月26日(月) 9時27分～10時44分

2 場 所 阿久根市役所 第1会議室

3 出席委員(12人出席)

- ① 新穂 敏憲 ② 坂口 輝美 ③ 富永 勝志 ④ 石原 千代年
⑤ 堂後 善人 ⑥ 尻無濱 俊幸 ⑦ 高原 熊夫 ⑧ 平田 修二
⑨ 京田 提樹 ⑩ 松下 輝男 ⑪ 石坂 務 ⑫ 田嶋 輝男

4 欠席委員等(早退・遅刻等)

なし

5 議事日程

- 諮問第 7号 農業経営改善計画の認定に係る意見について
報告第 3号 農地法第3条の規定による許可の取消し願いについて
議案第58号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第59号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について
議案第60号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第61号 非農地証明願いについて
議案第62号 農用地利用集積計画について
その他(報告等)・・・なし

6 農業委員会事務局等出席職員

- 農業委員会事務局 谷口 義美 (事務局長)
新坂 謙二 (次長兼管理係長)
上脇 重樹 (管理係)
榎木 海斗 (管理係)
濱崎 春香 (管理係)

○ 農政課 野中 義昭 (農政管理係)

議長 (田嶋 輝男)

定刻より若干早いですがお揃いですので、ただ今から第30回定例農業委員会総会を開会いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第1 議事録署名委員の指名であります。議長において、4番石原 千代年委員、5番 堂後 善人委員を指名いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

ご異議なしと認めます。

よって、第30回定例農業委員会総会は、本日1日限りと決定いたします。

なお、議事日程については、お手元に配布してある日程表のとおりですので、ご了承をお願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第3 諸報告であります。12月5日には、鹿児島県農業会議の12月定例常設審議委員会に出席いたしました。

また、同日に女性農業委員と農業委員会会長との意見交換会へも出席いたしました。

12月6日には、北薩地域農政推進協議会主催の共生・協働の農村づくり運動リーダー研修会へ出席いたしました。

私からは以上であります。皆さん方からありましたら、その他のところでお願いをいたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第4 諮問第7号 農業経営改善計画の認定に係る意見についてを議題といたします。

それでは農政課の説明を求めます。

農政課 (野中 義昭)

おはようございます。

今回、更新2件の農業経営改善計画の認定申請があり、第3者機関の意見聴取のため、農業委員会に対し、認定農業者の認定に係る諮問をお願いするものです。

認定要件としましては、農業経営基盤強化促進法第12条第4項に基づき、①阿久根市の基本構想 ②農用地の効率的な利用 ③経営改善計画の達成見込み、並びに農林水産省経営局長通知の認定農業者制度の運用改善のためのガイドラインに基づいて判断するよう通知されているところです。

なお、年齢制限等については、画一的に適用せず、市町村の独自基準により弾力的に運用するものです。

また、去る12月8日に行いました関係機関・団体による農業経営改善計画認定審査会において審査を行い、認定することは適当であるという意見に達したところです。

それでは、資料の説明をいたします。

(諮問資料にて説明)

以上で説明を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

農政課の説明が終わりました。

これより質疑を許します。
質疑ございませんか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)
質疑なしと認めます。
お諮りいたします。
農政課の説明は、認定しようとするものであります。
諮問のとおり、認定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)
異議なしと認めます。
よって、本件の認定については、異議がない旨を答申することに決定いたします。

日程第5 報告第3号 農地法第3条の規定による許可の取消し願いについてを
議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局 (濱崎 春香)

それでは、報告第3号につきましてご説明いたします。
議案書の3ページをご覧ください。

本件の許可年月日は、平成27年〇〇月〇〇日、許可番号 指令第〇〇
〇号であります。取消しの理由といたしましては、当初予定していた事業
計画に変更が生じ、農地として利用する土地の範囲についても変更が生じ
たためであります。

なお、当初の予定とは面積や地番が異なりますが、今後も作物の生産を

〇〇さんは、現在、水稻・季節野菜の生産を行い、年間200日程度、農業に従事されております。

申請地は、季節野菜を生産するということであり、周辺への影響、労働力、下限面積等についても許可要件を全て満たしており、何ら問題はないと思われます。

次に、整理番号2 所有権移転について、地図は、3ページであります。

申請地は、耕作地であり、十分な有効利用が図られる農地でありました。

申請人は、〇〇〇〇区にお住いの「〇〇〇〇」さんであります。

〇〇さんは、現在、同居している父・母・妹と共に季節野菜の生産を行い、年間100日程度、農業に従事されております。

申請地は、季節野菜を生産するということであり、周辺への影響、労働力、下限面積等についても許可要件を全て満たしており、何ら問題はないと思われます。

次に、整理番号3 所有権移転について、地図は、4ページであります。

申請地は、耕作地であり、十分な有効利用が図られる農地でありました。

申請人は、整理番号2「〇〇〇〇」さんの妹の、「〇〇〇〇」さんであります。

〇〇さんも、同居している父・母・兄と共に季節野菜の生産を行い、年間100日程度、農業に従事されております。

申請地は、季節野菜を生産するということであり、周辺への影響、労働力、下限面積等についても許可要件を全て満たしており、何ら問題はないと思われます。

整理番号5 所有権移転について、地図は、6ページであります。

申請地は、耕作地であり、十分な有効利用が図られる農地でありました。

申請人は、〇区にお住いの「〇〇〇〇」さんであります。

〇〇さんは、現在、甘藷の生産を行い、年間100日程度、農業に従事されております。

申請地は、甘藷を生産するということであり、周辺への影響、労働力、下限面積等についても許可要件を全て満たしており、何ら問題はないと思われます。

整理番号6 所有権移転について、地図は、7ページであります。

申請地は、耕作地であり、十分な有効利用が図られる農地でありました。

申請人は、〇〇区にお住いの「〇〇〇〇」さんであります。

〇〇さんは、現在、水稻・甘藷の生産を行い、年間100日程度、農業に従事されております。

申請地は、水稻を生産するということであり、周辺への影響、労働力、下限面積等についても許可要件を全て満たしており、何ら問題はないと思われます。

整理番号7 所有権移転について、地図は、8ページであります。

申請地は、耕作地であり、十分な有効利用が図られる農地でありました。

申請人は、〇〇区にお住いの「〇〇〇〇」さんであります。

〇〇さんは、現在、水稻・季節野菜の生産を行い、年間120日程度、農業に従事されております。

申請地は、季節野菜を生産するということであり、周辺への影響、労働力、下限面積等についても許可要件を全て満たしており、何ら問題はないと思われます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終了しました。

次に調査員の報告を求めます。

3番委員 (石原 委員)

それでは、農地法第3条の許可申請につきまして、ご報告いたします。

12月15日に「3番委員」及び「事務局職員」と『現地調査』並びに『聞き取り調査』をいたしました。

申請地は、いずれも耕作可能な農地でありました。

申請人も農機具の所有や就労日数・耕作面積など問題なく、営農に意欲的に取り組んでおられました。

申請地も必ず耕作するとのことで、周辺への影響も無く、許可相当である

と調査して参りました。

以上で報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

調査員の報告が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については許可することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

次に、整理番号4について審議しますので、○番○○○○委員は、退席をお願いします。

～ ○番 ○○委員退席 ～

議長 (田嶋 輝男)

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 （濱崎 春香）

それでは、議案第58号、整理番号4、〇〇〇〇さんの所有権移転についてご説明いたします。

議案書の6ページ、地図の5ページをご覧ください。

申請地は、耕作地であり、十分な有効利用が図られる農地でありました。

申請人は、〇〇〇区にお住いの「〇〇〇〇」さんであります。

〇〇さんは、現在、水稻の生産を行い、年間100日程度、農業に従事されております。

申請地は、水稻を生産するということであり、周辺への影響、労働力、下限面積等についても許可要件を全て満たしており、何ら問題はないと思われまます。

議長 （田嶋 輝男）

事務局の説明が終了しました。

次に調査員の報告を求めます。

3番委員 （石原 委員）

それでは、農地法第3条の許可申請につきまして、ご報告いたします。

申請地は、耕作可能な農地でありました。

申請人も農機具の所有や就労日数・耕作面積など問題なく、営農に意欲的に取り組んでおられました。

申請地も必ず耕作するとのことで、周辺への影響も無く、許可相当であると調査して参りました。

以上で報告を終わります。

議長 （田嶋 輝男）

調査員の報告が終了しました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については許可することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

それでは、○番○○○○委員の着席を許します。

～ ○番 ○○委員着席 ～

議長 (田嶋 輝男)

次に、整理番号8について議題といたしますが、関連がありますので日程第7議案第59号農地転用許可後の事業計画変更承認申請及び日程第8議案第60号のうち整理番号6についてを一括して議題とします。それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 (上脇 重樹)

説明に先立ち、議案書の訂正をお願いします。

議案書7ページ、議案第58号整理番号8番の面積について、1行目○○○番○の面積○,○○○平方メートルを○,○○○平方メートルに、2行目○○○番○の面積○,○○○平方メートルを○,○○○平方メートル、合計

以上で説明を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

次に調査員の報告を求めます。

3番委員 (富永 委員)

それでは、農地転用許可後の事業計画変更承認並びにこれに関連する農地法第3条第1項の規定による許可及び同法第5条第1項の規定による許可の申請について報告します。

12月15日、4番委員と事務局職員で現地調査をいたしました。

申請地の範囲及び周囲の状況は、当初の計画から変更はありませんでした。

申請地に計画される建物は、平家建てで境界線から一定程度離して設置されます。また、排水についても合併浄化槽で処理した後、公共の水路へ流下される計画となっております。

転用する土地と農地とは、分筆登記により境界線が引かれ、現地には境界杭が設置される計画であり、双方が明確に区分されます。

よって、今回許可を得る農地を含め近隣農地への悪影響はないと思われ
ます。

また、許可を得ていない箇所に滝等を設置したことについては、謝罪がなされました。

さらに、今回の転用事業は、店舗において自らが生産した農産物を加工して販売するなど農業経営を支える手段であると申し出られています。

したがって、農地転用許可後の事業計画変更の承認並びに農地法第3条及び同法第5条の許可は相当であると考えます。

議長 (田嶋 輝男)

調査員の報告が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

11番委員（石坂 委員）

事業計画の変更であるが、個人でない大きな会社が、簡単に変更が出来るのですか。

局長（谷口 義美）

この計画につきましては、みかん山の跡地のため、傾斜が多く、その地形を利用したと言いますか、出来るだけお金のかからないと言いますか、また、作物の生育を考慮しながら計画をされたと聞いています。その中で最良の方法を企業なりに検討されたと、聞いているところであります。

また、以前申請していたものを、変更したいと相談を受けた時も、最初の段階で、しっかり検討をすればよかったと、反省もされていたようですので、ご理解を頂きたいと思います。

議長（田嶋 輝男）

実際工事を進めていく中で、変更が生じたと言う事ですか。

局長（谷口 義美）

細部測量と申しますか、実際の工事をするにあたって、作物についても、土地利用についても、変更することで、うまくいくと判断され、計画の変更がされたと聞いているところです。

議長（田嶋 輝男）

担当からは、ありませんか。

事務局（上脇 重樹）

15日の現地調査と聞き取り調査の前に、事務局にて現地の評価を行った際に、法人の代表と協議をしています。その中で、11委員の言われた通り、法人の事業計画を変更するにあたって、また、今回の変更後にもま

た、変更が出てきた場合は、農地の3条を踏まえての案件ですので、農業経営に支障が出る恐れがあるので、そのようなことがないように、今回の変更で、固めていただいて、そのうえで許可申請を提出していることを、確認をさせていただきます。その時、主軸は農業経営であると言う事で、今回の変更も、農作物を作付するにあたって、より適切な方向に向けての事業計画変更の申請をされたところであります。

8番委員（平田 委員）

この計画は、以前は〇〇〇農場の申請であり、農業生産法人の申請であったと思うが、農業委員会としてはそのままだと考える。

11番委員の質問は、安易に事業計画の変更を提出して良いかの質問であると思うが。そのことに応えてもらいたい。

事務局（上脇 重樹）

協議会に変えてください。

議長（田嶋 輝男）

協議会に切替えます。

（ ～ 協議会 ～ ） 10：03～10：06

議長（田嶋 輝男）

それでは、本会に戻します。

ほかに、質疑ございませんか。

委員 なし

議長（田嶋 輝男）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可すること、また事業計画の変更承認及び5条申請については許可相当の意見を付し、県に進達することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については許可することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第8 議案第60号農地法第5条の規定による許可申請について
を議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 (上脇 重樹)

今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は、6件です。

このうち、さきほど議題とした整理番号6以外について、説明いたします。

それでは整理番号1から御説明いたします。

地図11ページをご覧ください。

本件は、一般住宅への転用を目的とする売買による所有権移転です。

申請地の位置は、市役所から南へ約〇キロメートルのところ です。

申請地は、〇土地区画整理事業区域内にある第1種中高層住居専用地域の用途地域内の農地であり、第3種農地に該当します。

申請譲受人は、〇〇県〇〇市に居住されている〇〇〇〇男さんです。

〇〇さんは、出身地である本市へ移住されることから、自らが居住する一般住宅を建築するため、本件を申請されました。

申請地は、ほぼ平坦な状態であり、除草等を除去し整地を行い、居宅を建築されます。

申請地から排出する水は、建物の排水は合併浄化槽により処理され、申請地内の雨水と共に市道の側溝へ流下されます。

続きまして、整理番号2について、御説明いたします。

地図12ページをご覧ください。

本件は、駐車場への転用を目的とする売買による所有権移転です。

申請地の位置は、市役所大川出張所から北北西へ約〇.〇キロメートル、〇〇〇区の〇〇〇バス停の近くです。

申請地は、農地の広がり10ヘクタール未満のその他の農地であり、第2種農地に該当します。

申請譲受人は、〇〇〇〇市に居住されている〇〇〇〇さんです。

〇〇さんは、出身地である本市へ移住するに当たり申請地の西側に一般住宅を建築されますが、当該住宅敷地は自動車の乗り入れができず駐車場がないことから、必要な駐車場を確保するため、本件を申請されました。

申請地は、整地を行い、駐車場として整備されます。

申請地から流出する水は、一体的に利用される東側の土地を経由して国道側溝に流下されます。

続きまして、整理番号3について、御説明いたします。

地図13ページをご覧ください。

本件は、資材置場への転用を目的とする賃貸借権設定です。

申請地の位置は、市役所三笠支所から南東へ約〇.〇キロメートルのところ です。

申請地は、農地の広がり10ヘクタール未満のその他の農地であり、第2種農地に該当します。

申請借受人は、建設業者である有限会社〇〇〇〇です。

〇〇〇〇は、現場の残土等の保管場所がないことから、資材置場を整備するため、本件を申請されました。

申請地は、既に看板が設置され、一部に盛土が行われています。これは、申請人が許可申請を怠ったまま工事されたものであり、このことについて

は、始末書が提出されています。

申請地から流出する雨水は、北側水路へ流下されます。

続きまして、整理番号4について、御説明いたします。

地図14ページをご覧ください。

本件は、駐車場への転用を目的とする売買による所有権移転です。

申請地の位置は、市役所から北東へ約〇.〇キロメートル、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の南西側です。

申請地は、都市計画区域の第1種低層住居専用地域内の農地であり、第3種農地に該当します。

申請譲受人は、不動産業者の〇〇〇〇さんです。

〇〇さんは、申請地の隣接地にある店舗で不動産業を営んでおられますが、来客用駐車場がないことから、必要な駐車場を確保するため、本件を申請されました。

申請地は、盛土造成が行われ、駐車場として整備されます。

申請地から流出する水は、申請地東側の既存の水路へ流下されます。

続きまして、整理番号5について、御説明いたします。

地図15ページをご覧ください。

本件は、太陽光発電施設への転用を目的とする使用貸借権設定です。

申請地の位置は、市役所から北東へ約〇.〇キロメートル、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の南西側です。

申請地は、都市計画区域の第1種低層住居専用地域内の農地であり、第3種農地に該当します。

申請借受人は、〇〇〇市に居住されている〇〇〇〇さんです。

〇〇さんは、売電用太陽光発電施設を設置するため、本件を申請されました。

申請地は、整地が行われ、太陽光発電施設が設置されます。

申請地から流出する水は、隣接する市道の側溝へ流下されます。

以上で説明を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

次に調査員の報告を求めます。

3番委員 (富永 委員)

農地法第5条第1項の規定による許可申請のうち整理番号1から5までについて、報告します。

12月15日、4番委員と事務局職員で現地調査をいたしました。

それでは、整理番号1から順に報告します。

整理番号1につきまして、本件は、平成22年5月25日第23回総会決議に基づき事務局による事前調査により現地調査を省略しましたので、現地調査当日、事務局の事前調査の報告を参考に申請書類等の書面により調査を行いました。

申請地周囲は、南側は市道、それ以外は宅地でした。

計画されている建物は、境界線から一定程度離して設置されるため、周辺農地への悪影響もないと思われます。

したがって、申請地は第3種農地であり、〇土地区画整地事業区域内であることから、許可相当であると考えます。

続いて、整理番号2につきまして、申請地周辺は、北側及び西側は里道、東側は原野、南側は原野化し農地性を失っている畑でした。

計画されている駐車場は、砕石が散布されて整地が行われますが、周辺農地への悪影響はないと思われます。

また、申請人においては、代替地を検討されましたが、他に適地はないとのことでした。したがって、許可相当であると考えます。

続いて、整理番号3につきまして、

申請地周辺は、北側は水路及び山林化し農地性を失っている田、東側は山林、南側は雑種地、西側は国道でした。

計画されている資材置場は、資材である販売用の土を盛土して保管されます。敷地内の排水は北側水路へ流水されますが、土砂の流出がないように安定勾配により法面が設けられます。

よって、周辺農地への悪影響もないと思われます。

なお、看板が既に設置され、一部は土の搬入が行われていますが、許可なく着手したことについて始末書が添付されており、現在は土の搬入を中断されています。

また、申請人は、転用目的用地として、周辺の農地以外の土地及び第3種農地の取得を検討されましたが、取得に至らず、申請地以外には適地がないとのことであり、代替地はなく、本件はやむを得ないものであります。

したがって、本件は、許可相当であると考えます。

続いて、整理番号4につきまして、

申請地周辺は、東側及び西側は宅地、北側及び南側は遊休農地となっている畑でした。

計画されている駐車場は、盛土造成が行われて整備されますが、排水施設が設置されるなど周辺への悪影響もないと思われます。

したがって、申請地は、第3種農地であることから、許可相当であると考えます。

続いて、整理番号5につきまして、

申請地周辺は、北側は原野化し農地性を失っている畑、東側は遊休農地となっている畑、南側は市道、西側は雑種地でした。

計画されている太陽光発電施設は、2メートル以下の高さであり、境界から1.5メートル以上離して設置されます。

よって、隣接農地への悪影響はないと思われます。

したがって、申請地は、第3種農地であることから、許可相当であると考えます。

議長 (田嶋 輝男)

調査員の報告が終わりました。

これより質疑を許します。

議長 (田嶋 輝男)

3番の盛土はまだ増えるのですか。

事務局 （上脇 重樹）

〇〇〇〇から見るとあのままですが、事業計画書によりますと、奥まで広がることとなります。

議長 （田嶋 輝男）

販売土ですよ。あの横に、池に行く土管が埋まっていると思うが、どはを打ってあるので、遠くまではいかないと思うが、土砂の流失については確認してください。他にはないでしょうか。

事務局 （上脇 重樹）

今の件に関しては、許可条件として追加しますか。

議長 （田嶋 輝男）

下流が池ですので、すでに埋まっていて、農業用水として使ってない。流れ込んでも問題はないと思うが、雨水の量が多いため、許可要件に入れてもと考えます。

委員 （平田 委員）

協議会にしてください。

議長 （田嶋 輝男）

協議会にします。

（ ～ 協議会 ～ ） 10：20～10：28

議長 （田嶋 輝男）

本会に戻します。

議長 （田嶋 輝男）

他に質疑ございませんでしょうか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件についての調査員の報告は、許可相当であります。

調査員の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については許可相当の意見を付し、また、先ほど協議していたただいた件については、追加の補正をして県に進達することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第9 議案第61号 非農地証明願いについてを議題といたします。

本件については、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の現地調査において、農地に復元し利用することが困難であると判定された土地であります。

また、事務局職員でも再調査をいたしております。

従って、整理番号1については、「荒廃農地の発生・解消状況に関する現地調査」で判定されたとおり、非農地とすることにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については非農地として証明することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第10議案第62号 農用地利用集積計画についてを議題といたしますが、本件の貸借の整理番号22については、○番○○○○委員の件であり、議事参与の制限に該当しますので、○番○○○○委員の件以外の件についてを審議します。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 (榎木 海斗)

それでは、平成28年農用地利用集積計画書第12号について提案いたします。この議案書の公告年月日は平成28年12月28日となります。

(議案資料にて説明)

以上、農地銀行活動調査票及び農家台帳に基づいたところ議案に記載のとおりでございます。なお、議案第62号平成28年農用地利用集積計画書第12号は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

これより、質疑を許します。

質疑ございませんでしょうか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

次に、貸借の整理番号 220000 委員の件を審議しますので、○番○
000 委員は退席をお願いします。

～ ○番 〇〇委員退席 ～

議長 (田嶋 輝男)

それでは、整理番号 22 について、事務局に説明を求めます。

事務局 (榎木 海斗)

それでは、整理番号 22 について、ご説明します。

(議案資料にて説明)

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

これより、質疑を許します。

質疑ございませんでしょうか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については原案のとおり決定いたします。

それでは、○番○○○○委員の着席を許します。

～ ○番 ○○委員着席 ～

議長 (田嶋 輝男)

以上で提案された議案は全て終了いたしました。

それでは、その他に皆さんの方から報告などがありましたらお願いいたします。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

事務局からは、ありませんか。

事務局 (新坂 謙二)

ございません。

議長 (田嶋 輝男)

他にございませんか。

議長（田嶋 輝男）

それでは、ほかにはないので、以上をもって総会を閉会いたします。

閉会時刻 10:44